

第118回 定時株主総会 招集ご通知



日時



場所

2021年6月29日（火曜日）

午前10時（受付開始 午前9時30分）

大阪市北区梅田三丁目3番20号

明治安田生命大阪梅田ビル

3階 当社会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい）

書面またはインターネット等による議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）

午後5時15分まで

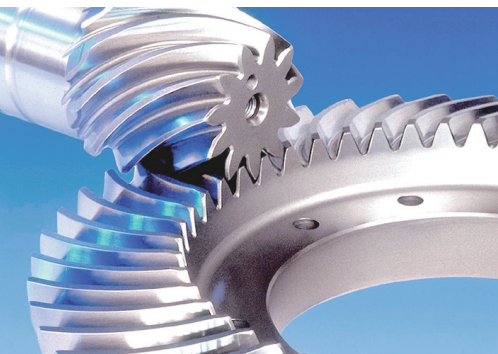
目次

■ 第118回定時株主総会招集ご通知	2
■ 議決権行使についてのご案内	3
■ 株主総会参考書類	
第1号議案：剰余金の処分の件	5
第2号議案：取締役6名選任の件	6
第3号議案：補欠監査役1名選任の件	13
【添付書類】	
■ 事業報告	15
■ 連結計算書類	35
■ 計算書類	37
■ 監査報告書	39

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り書面またはインターネット等により議決権を行使いただき、当日の総会会場へのご来場はお控え下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日のお土産の配布はございませんが、議決権を行使いただいた株主様全員に、本年7月中を目途にQUOカードをご送付させていただきます。

何卒ご理解、ご了承をお願い申し上げます。



椿本興業株式會社

証券コード 8052

人と技術の架け橋

人間には人間性を、機械には効率を

社 是

吾々は社業を通じて、社会に貢献することをモットーとする。

吾々はその繁栄を常に怠りなき商品の開発と

たゆみなき販路の開拓によって達成させる。

Mission Statement_____

Our Mission

私達は、長年機械と技術の総合商社として培った技術力を生かし、最適商品のマネジメントにより、産業界の顧客に新たな価値を提供します。

Our Vision

私達は、機械と技術の総合商社として、産業界の未来価値創造企業を目指します。

Advanced Technology for Optimum Machinery（最先端の技術で最適な機械をお客様に提供します）

Our Concept

1. 私達は、社会に対する公正さを堅持し、地球環境の保全等社会の要請への積極的な対応により、企業の社会的責任を全うします。
2. 私達は、顧客への最適商品の供給を通じて、産業界の発展に寄与し、社会に貢献します。
3. 私達は、常に世界のトレンドと市場のニーズに目を向けて、先端技術商品を取り込み、新市場の開拓を行い、顧客とメーカーの信頼に応えます。
4. 私達は、情報力、技術力、提案力を常に錬磨し、結集して、価値を創造し、企業価値を高めて株主の負託に応えます。

株主各位

大阪市北区梅田三丁目3番20号

椿本興業株式會社

取締役社長 香田 昌司

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第118回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、可能な限り書面またはインターネット等により議決権を行使いただき、当日のご来場をお控え下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記



日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）



場所

大阪市北区梅田三丁目3番20号

明治安田生命大阪梅田ビル 3 階（当社会議室）

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）



目的事項

報告事項

- 第118期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第118期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

インターネットによる開示について

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条に基づき、[当社ウェブサイト](http://www.tsubaki.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、[当社ウェブサイト](http://www.tsubaki.co.jp/)に掲載させていただきます。



当社ウェブサイト：<http://www.tsubaki.co.jp/>

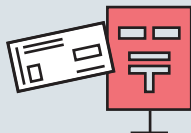
椿本興業



議決権行使についてのご案内

事前に議決権行使をされる場合

書面による議決権行使



行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送下さい。

インターネット等による議決権行使



行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後5時15分まで

インターネット等により議決権を行使される場合には、4ページの「インターネット等による議決権行使について」をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力して下さい。

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を電磁的方法（インターネット等）により複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- 議決権の行使につき、賛否の表示のない場合は賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主総会にご出席される場合



株主総会開催日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

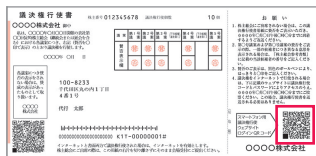
※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。
なお、この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承下さい。

インターネット等による議決権行使について

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取して下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



❗「QRコードを読み取る方法」は1回に限り可能です。

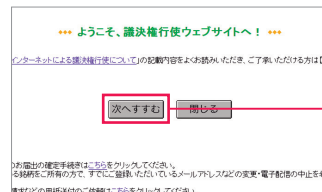
再行使される場合は、右記の方法にてログインして下さい。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

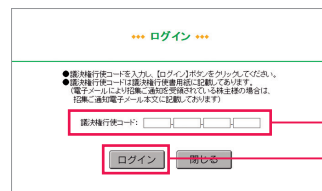
議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

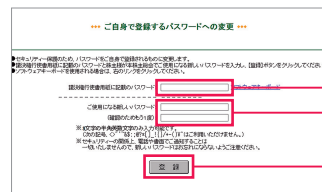
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスして下さい。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※通信料金（電話料金）などが必要となる場合があります、これらの料金は株主さまのご負担となりますので、あらかじめご了承下さい。

※パソコンやスマートフォン等のインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は右記までお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎0120-652-031 (受付時間 午前9時から午後9時まで)

●機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

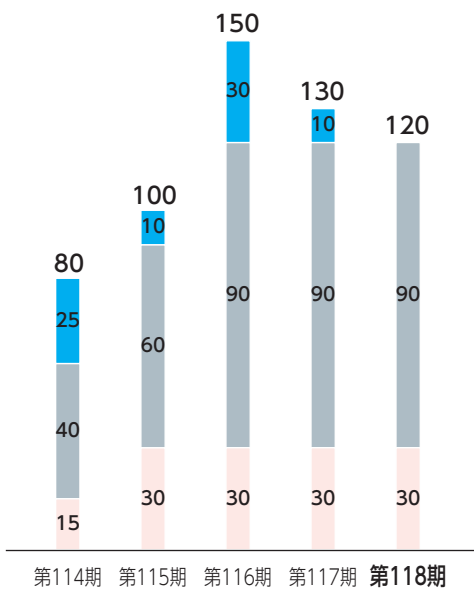
当社は、株主の皆様へ期間損益に応じた適正な配当を安定的に実施すること、中長期的な成長に向けた投資や財務基盤安定化のための内部留保の充実をはかることを基本としております。

当期の期末配当金は、上記方針に基づき、連結業績を踏まえ、次のとおりとさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金30円を含めました当期の年間配当金は1株につき120円となります。

配当財産の種類	
金銭	
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	
当社普通株式1株につき	90円
総額	569,214,990円
剰余金の配当が効力を生じる日	
2021年6月30日（水曜日）	

ご参考

1株当たり配当金の推移（円）



当社は2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。第115期中間以前の配当金につきましては、当該株式併合を考慮して記載しております。

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分に関しては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を総合的に勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

増加する剰余金の項目およびその額		減少する剰余金の項目およびその額	
別途積立金	… 2,050,000,000円	繰越利益剰余金	… 2,050,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。当社は、メンバーの過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置しており、以下の全候補者の指名について妥当である旨の答申を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位・担当	取締役会への 出席状況
1	つばきもと てつや 再任 椿本 哲也	代表取締役会長 CEO	13／13回
2	こうだ まさし 再任 香田 昌司	代表取締役社長 COO	13／13回
3	かすがべ ひろし 再任 春日部 博	取締役専務執行役員 管理総括 兼 管理本部長 兼 内部監査担当 兼 法務・広報・与信管理担当 兼 コーポレートガバナンス担当 兼 コンプライアンス担当	13／13回
4	いとう ひろゆき 再任 伊藤 弘幸	取締役専務執行役員 営業総括 兼 開発戦略総括 兼 開発戦略本部長 兼 経営戦略担当 兼 技術室担当	13／13回
5	あたらし けんいち 社外 独立 新 健一	社外取締役	12／13回
6	にのみや ひでき 社外 独立 二宮 秀樹	社外取締役	13／13回
再任	再任取締役候補者	社外 社外取締役候補者	独立 株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員候補者

候補者番号

1

つばき

もと

てつ

や

椿 本 哲 也

再任

1955年3月11日生

所有する当社の株式数

32,700株

取締役会への出席状況

13回／13回

略歴、地位および担当

1989年 4 月	当社入社
1991年 6 月	当社取締役
1993年 6 月	当社専務取締役（代表取締役）
1997年 6 月	当社取締役社長（代表取締役）
2005年 7 月	当社取締役社長（代表取締役）SRS事業管掌
2007年 7 月	当社取締役社長（代表取締役）海外事業総括
2011年10月	当社取締役社長（代表取締役）開発戦略本部長
2018年 6 月	当社取締役会長（代表取締役）海外事業担当
2019年 4 月	当社取締役会長（代表取締役）
2019年 6 月	当社取締役会長（代表取締役）CEO（現在）

取締役候補者とした理由

椿本哲也氏は、長年にわたり当社代表取締役を務め、優れたリーダーシップをもって当社を牽引してきた経験を有しております。その経験に裏打ちされた幅広い視野と経営手腕は、当社の経営に欠かせないことから、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

重要な兼職の状況

該当はありません。

（注） 1. 椿本哲也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており2021年10月に更新する予定です。当該保険は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

椿本哲也氏が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

2

こう

香

だ

田

まさ

昌

し

司

再任

1958年11月8日生

所有する当社の株式数

4,200株

取締役会への出席状況

13回／13回

略歴、地位および担当

1981年4月	当社入社
2005年4月	当社グローバル推進グループ 東日本営業部長
2010年4月	TSUBACO SINGAPORE PTE.LTD. 代表取締役
2013年10月	当社経営戦略本部 部長 兼 同本部営業企画室長
2015年6月	当社経営戦略本部 東京経営戦略室長
2016年6月	当社取締役執行役員 経営戦略本部長（企画・広報・コンプライアンス担当）
2018年6月	当社取締役社長（代表取締役）経営戦略担当 兼 経営戦略本部長（企画・広報担当）
2019年4月	当社取締役社長（代表取締役）
2019年6月	当社取締役社長（代表取締役）COO（現在）

重要な兼職の状況

該当はありません。

取締役候補者とした理由

香田昌司氏は、海外子会社の代表取締役など、海外事業で長年にわたり手腕を発揮し、また経営戦略部門などで業務執行に携わり、2018年6月からは、当社の代表取締役を務めるなど、豊富な経験・実績・見識を有しております。これらの知見を引き続き当社の経営に活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

- (注) 1. 香田昌司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており2021年10月に更新する予定です。当該保険は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。
- 香田昌司氏が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

3

かす

が

べ

ひろし

春日部 博

再任

1949年9月8日生

所有する当社の株式数

3,140株

取締役会への出席状況

13回／13回

略歴、地位および担当

1972年 4 月	当社入社
2009年10月	当社執行役員
2010年 6 月	当社執行役員 財經担当
2011年 6 月	当社取締役執行役員
2011年10月	当社取締役執行役員 管理本部副本部長
2016年 6 月	当社取締役常務執行役員 管理総括 兼 管理本部長 兼 内部監査担当
2018年 6 月	当社取締役専務執行役員 管理総括 兼 管理本部長 兼 コンプライアンス担当 兼 内部監査担当
2020年 6 月	当社取締役専務執行役員 管理総括 兼 管理本部長 兼 内部監査担当 兼 法務・広報・与信管理担当 兼 コーポレートガバナンス担当 兼 コンプライアンス担当 (現在)

取締役候補者とした理由

春日部 博氏は、管理部門での業務執行に長年携わり、情報管理、財務・経理、人事・総務、法務などに関する豊富な経験と知識を有しております。これらの知見を引き続き当社の経営に活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

重要な兼職の状況

該当はありません。

- (注) 1. 春日部 博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており2021年10月に更新する予定です。当該保険は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。
- 春日部 博氏が、原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

4

い

とう

ひろ

ゆき

伊藤弘幸

再任

1946年4月3日生

所有する当社の株式数

4,300株

取締役会への出席状況

13回／13回

略歴、地位および担当

1969年 4 月	当社入社
1992年 4 月	ツバコー北海道販売株式会社（現 ツバコー北日本株式会社） 代表取締役社長
2005年 6 月	当社取締役
2007年 6 月	当社取締役執行役員
2007年 7 月	当社取締役執行役員 東日本営業本部副本部長 動伝担当
2013年 6 月	当社取締役執行役員 東日本営業本部長
2014年 6 月	当社専務執行役員 東日本営業本部長
2016年 6 月	当社取締役常務執行役員 東日本本部長
2018年 6 月	当社取締役専務執行役員 営業総括 兼 開発戦略総括 兼 開発戦略本部長 兼 技術室担当
2020年 6 月	当社取締役専務執行役員 営業総括 兼 開発戦略総括 兼 開発戦略本部長 兼 経営戦略担当 兼 技術室担当（現在）

取締役候補者とした理由

伊藤弘幸氏は、当社および当社子会社の取締役として経営に携わり、営業部門および開発戦略部門、技術部門において責任者を務めるなど、経営および営業に関する豊富な経験・実績・見識を有しております。これらの知見を引き続き当社の経営に活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

重要な兼職の状況

該当はありません。

- (注) 1. 伊藤弘幸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており2021年10月に更新する予定です。当該保険は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。
- 伊藤弘幸氏が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号 あたらし

5 新

けん

健

いち

一

再任

社外

独立

1958年11月13日生

所有する当社の株式数

3,100株

取締役会への出席状況

12回／13回

在任年数（本総会終結時）

10年

略歴、地位および担当

1982年4月 住友商事株式会社入社
1990年12月 株式会社アタラシ取締役社長
2006年2月 株式会社エムジー・アタラシ
(現 株式会社新工務所) 代表取締役
2008年3月 同社代表取締役社長(現在)
2011年6月 当社社外取締役(現在)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

新 健一氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や知見を有しており、当社の社外取締役としての職務を遂行できるものと判断いたしました。選任後は、引き続き客観的な視点から指名・報酬分野をはじめとした、当社取締役会の意思決定および経営陣の職務執行を監督していただけるものと期待しております。

重要な兼職の状況

株式会社新工務所 代表取締役社長
株式会社新 代表取締役社長
タイガー計算器株式会社 代表取締役会長

- (注) 1. 新 健一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 新 健一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、新 健一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
4. 当社は、新 健一氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額としております。
なお、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き上記の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており2021年10月に更新する予定です。当該保険は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。
新 健一氏が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

6

にの

二

みや

宮

ひで

秀

き

樹

再任

社外

独立

1955年3月15日生

所有する当社の株式数

600株

取締役会への出席状況

13回／13回

在任年数（本総会終結時）

5年

略歴、地位および担当

1981年1月	早駒運輸株式会社入社
1990年7月	同社取締役
1992年7月	同社常務取締役
2000年7月	同社代表取締役専務（現在）
2016年6月	当社社外取締役（現在）

重要な兼職の状況

早駒運輸株式会社 代表取締役専務
早駒商事株式会社 代表取締役社長
早駒マリンサービス株式会社 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

二宮秀樹氏は、会社経営における豊富な経験と知見を有しており、当社の社外取締役としての職務を遂行できるものと判断いたしました。選任後は、引き続き客観的な視点から指名・報酬分野をはじめとした、当社取締役会の意思決定および経営陣の職務執行を監督していただけるものと期待しております。

- (注) 1. 二宮秀樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 二宮秀樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、二宮秀樹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
4. 当社は、二宮秀樹氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額としております。
- なお、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き上記の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており2021年10月に更新する予定です。当該保険は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。
- 二宮秀樹氏が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 補欠監査役 1 名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

う え の よ し ひ と
植 野 禎 仁

1976年4月9日生

所有する当社の株式数

0株

略歴および地位

2000年10月	第一東京弁護士会 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所
2006年 6 月	シカゴ大学ロースクール卒業 (LL.M.)
2007年 5 月	ジョージタウン大学 ローセンター卒業 (LL.M. in Taxtion)
2008年 3 月	東京青山・青木・狛法律事務所 (現 ベーカー&マッケンジー法律事務所) 入所
2015年 5 月	植野法律事務所 開設 (現在)
2016年 1 月	日本公認会計士協会 準会員登録 (現在)
2020年12月	公益財団法人 戸田壽一・成郎育英財団 監事 (現在)

補欠の社外監査役候補者とした理由

植野禎仁氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知見を有しており、社外監査役に就任した場合には、その知見を当社の監査体制に活かし、社外監査役としての職務を適正に遂行することができるものと判断いたしました。

重要な兼職の状況

植野法律事務所 弁護士

- (注) 1. 植野禎仁氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 植野禎仁氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 植野禎仁氏が社外監査役に就任した場合、独立役員になる予定であります。
4. 当社は、植野禎仁氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額とする予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており2021年10月に更新する予定です。当該保険は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。
- 植野禎仁氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

メ モ

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度は、世界的に新型コロナウイルス感染症が依然として収束せず、各国の社会および経済に大きな影響を及ぼしました。国内においても、緊急事態宣言が発出されるなどの事態となったものの、感染症の収束の兆しは見えておりません。また、行政による外出自粛や移動制限などの要請で経済活動を抑制した結果、国内経済は低迷が続き、今後の先行きについても全く見通せない状況となっております。

このような状況下にあって、当企業グループでは、客先・仕入先、グループ内の役職員やその家族をはじめとする、全ての皆さまの安全・健康を第一に考え、感染拡大防止に努めました。このため、販売活動においては、営業部門の直接の企業訪問を制限・自粛を継続せざるを得ず、テレワークなどの代替手段も活用しながら営業活動を実施いたしました。しかしながら、企業の設備投資マインドが回復するまでに至らなかったこともあり、受注高・売上が前期に比べ減少いたしました。特に、前年度に工事進行基準売上高として計上した大口の液晶画面関連製造装置の納入が概ね完了した影響で、設備装置関連の売上が減少いたしました。一方、利益面では、当企業グループ全体で徹底した経費削減を実施いたしましたが、売上高減収分を補いきれず、前期に比べ大きく減少することとなりました。

連結受注高

900億86百万円

前期比 94.4%

連結売上高

896億46百万円

前期比 85.4%

連結営業利益

32億83百万円

前期比 62.0%

連結経常利益

37億94百万円

前期比 67.4%

親会社株主に帰属する連結当期純利益

27億36百万円

前期比 73.2%

セグメント別連結売上高

東日本本部

327億13百万円

前期比：93.5%

西日本本部

418億65百万円

前期比：79.6%

売上高構成比

売上高合計

896億46百万円

開発戦略本部

150億68百万円

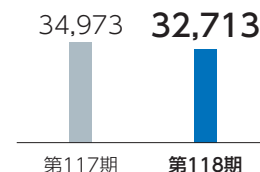
前期比：86.7%

東日本本部 売上高構成比 36.5%

当本部は、北海道・東北・甲信越・関東地区が担当エリアであり、全体の売上高の約37%を占めております。

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により営業活動が制限されたため、全般に低調な売上となりました。しかしながら、設備装置関連の売上については、食品、物流関連業界等向けが堅調に推移いたしました。一方、部品需要については、自動車部品は売上高減少となりましたが、半導体関連部品は全体的に売上が回復基調であり、本部全体の売上高は327億13百万円（前期比93.5%）となりました。

売上高 (百万円)

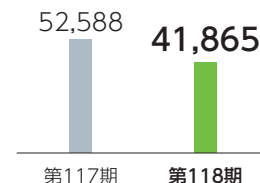


西日本本部 売上高構成比 46.7%

当本部は、東海・北陸・関西・中国・四国・九州地区が担当エリアであり、全体の売上高の約47%を占めております。

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により営業活動が制限されたため、全般に低調な売上となりました。設備装置関連の売上高は、前期に計上した大口の液晶画面関連製造装置が当期にはわずかのみとなったため、設備装置関連の売上高が大きく減少いたしました。また、部品需要については、特に重工業向けや一般産業向けの売上高減少が影響し、本部全体の売上高は418億65百万円（前期比79.6%）となりました。

売上高 (百万円)

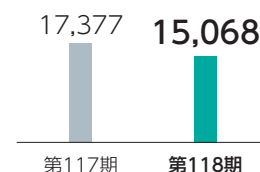


開発戦略本部 売上高構成比 16.8%

当本部は、当企業グループ全体の海外ビジネスやマテリアルビジネスを担当し、それらビジネスの拡大や、制御・センシングビジネスに向けた新商品の開発にも取り組んでいる部門で、その売上高は全体の約17%を占めております。

海外子会社については、新型コロナウイルス感染症拡大による各国の活動制限が厳しいものとなり、営業活動が大きく制限されたため、売上高は前期に比べ大きく減少いたしました。また、マテリアルビジネスについては、介護・衛生関連商品にかかる不織布等の売上は堅調に推移しましたが、海外展開している紅茶包装機等は、新型コロナウイルス感染症拡大による活動制限の影響を大きく受けました。これらを合計した本部全体の売上高は150億68百万円（前期比86.7%）となりました。

売上高 (百万円)



2. 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	…………… 3,000百万円
借入実行残高	…………… 一百万円
差引額	…………… 3,000百万円

3. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第115期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	第116期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第117期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第118期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
受 注 高 (百万円)	110,149	112,644	95,439	90,086
売 上 高 (百万円)	98,645	107,450	104,939	89,646
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,421	4,105	3,740	2,736
1株当たり当期純利益 (円)	382.67	655.78	597.47	437.16
総 資 産 (百万円)	73,038	75,739	65,969	64,496
純 資 産 (百万円)	21,693	24,089	24,738	28,377
1株当たり純資産額 (円)	3,432.20	3,813.58	3,914.06	4,500.87

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第115期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	第116期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第117期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第118期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
受 注 高 (百万円)	104,922	106,271	88,260	84,452
売 上 高 (百万円)	92,705	100,855	98,439	83,753
当 期 純 利 益 (百万円)	2,159	3,827	3,843	2,810
1株当たり当期純利益 (円)	341.14	611.25	613.96	448.95
総 資 産 (百万円)	70,909	74,163	62,889	62,294
純 資 産 (百万円)	19,045	21,250	22,139	25,711
1株当たり純資産額 (円)	3,041.75	3,394.08	3,536.33	4,107.00

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 当社は、第118期より役員株式交付信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定する上で、自己株式に含めております。
3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第115期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額につきましては、第115期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第116期の期首から適用しており、第115期に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等になっております。

4. 対処すべき課題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症がもたらしている環境の変化に対して、事業継続および新常態への対応を計画し進めております。具体的には、当企業グループの客先・仕入先・役職員やその家族をはじめとする、全ての皆さまの安全・健康を第一に考え、感染症拡大防止に向けた施策を実行しております。その上で、政府・地方自治体の要請に従いながら、テレワークの一層の拡充、従業員のシフト勤務や時差出勤の励行、さらには時短勤務などの新たな勤務制度を導入し、客先への納入業務やサービスの維持、重要な事業拠点の機能維持に努めてまいります。また、今後も継続してテレワーク環境をはじめとする「リモートワーク」「分散オペレーション」等にデジタル活用を推め、事業維持計画に取り組んでまいります。

(2) 人材育成と登用

将来を見据えた組織づくりを実施してまいります。

そのために、人事制度改革を行い、次世代を担う戦略的な人材育成、女性の活躍環境の整備、新しい働き方の導入、社内登用制度改革により、「働き方改革」を当社独自の制度作りを行い進めてまいります。また、グローバル人材の採用、雇用制度改革等人材活用の多様性の確保と機械技術経験者の採用強化によって、将来への布石をうってまいります。

(3) エリア制の進化とビジネスの拡大

当社の事業拡大のため、営業拠点機能の強化を図ってまいります。

中部地区の強化や、子会社のもつ機動力をより発揮するため、地域特性に合わせた拠点の整備を行い、顧客数の増大を図ります。また、成長分野業種の攻略に対しても適切な業界戦略を行ってまいります。

これは海外においても同様であり、主にタイ、ベトナム等のアセアン地域の特性、ニーズに合わせた拠点拡充に努めてまいります。

(4) 取扱商品の拡大と仕入先メーカーとの連携強化

さらなる成長を期するため、IoTシステム、AI、ロボット等を既存ビジネスへ付加した提案型商品、さらには、健康・医療をはじめとする成長分野およびSDGs・ESG課題の解決につながる様々な分野の新商品の開拓に注力してまいります。

仕入れ商品のグローバル展開は今後ますます高まっていくと思われます。これに対して、当社海外事業部門、技術部門、および法務・審査部門の連携、また国内外の仕入先との連携した技術サポートで、リスク回避を行うとともに、顧客満足度の向上に努めてまいります。

以上を課題として、今後のいかなる経済環境においても、業績に対する影響への適切な対応を行い、社会的規範を遵守し、リスクマネジメント、コーポレート・ガバナンスならびにその基盤となる内部統制システム等の更なる強化に取り組み、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの満足度向上を目指してまいります。

5. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当企業グループは機械と技術の専門商社として、各種伝動機器、設備装置、産業資材その他の販売を主な事業とし、これに付帯する事業も営んでおります。

セグメント	担当エリア	取扱商品
東日本本部	北海道・東北・甲信越・関東地区、および同地区関係会社	国内における各種伝動機器、設備装置の取扱商品全般
西日本本部	東海・北陸・関西・中国・四国・九州地区、および同地区関係会社	
開発戦略本部	海外、海外子会社、および新商品開発部門	海外における各種伝動機器、設備装置の取扱商品全般、ならびに、産業資材の取扱商品全般、および新商品

6. 主要な事業所（2021年3月31日現在）

(1) 当社

名 称	所 在 地
大阪本社（本店）	大阪市北区梅田三丁目3番20号
東京本社	東京都港区港南二丁目16番2号
名古屋支店	名古屋市西区牛島町6番1号
横浜支店	横浜市西区北幸二丁目15番10号
営業所	札幌市、仙台市、宇都宮市、水戸市、神栖市、千葉市、川越市、八王子市、静岡市、浜松市、安城市、四日市市、金沢市、京都市、神戸市、高松市、岡山市、広島市、福岡市

(2) 主要な子会社

① 国内

名 称	所 在 地
ツ バ コ ー 北 日 本 株 式 会 社	宮城県 仙台市
ツ バ コ ー 北 関 東 株 式 会 社	栃木県 宇都宮市
ツ バ コ ー 西 関 東 株 式 会 社	埼玉県 川越市
ツ バ コ ー 東 関 東 株 式 会 社	千葉県 千葉市
株 式 会 社 ツ バ コ ー ・ ケ ー ・ ア イ	神奈川県 横浜市
ツ バ コ ー 東 海 株 式 会 社	愛知県 安城市
株 式 会 社 ツ バ コ ー ・ エ ス ・ ケ ー	京都府 京都市
ツ バ コ ー 関 西 株 式 会 社	兵庫県 西宮市
ツ バ コ ー 四 国 株 式 会 社	香川県 高松市
ツ バ コ ー ・ ウ エ ス ト 株 式 会 社	広島県 広島市
ツ バ コ ー 九 州 株 式 会 社	福岡県 福岡市

② 海外

名 称	所 在 地
T S U B A C O S I N G A P O R E P T E . L T D .	シンガポール
T S U B A C O K T E C O . , L T D .	タイ
上 海 椿 本 商 貿 有 限 公 司	中国

7. 従業員の状況（2021年3月31日現在）

当企業グループの従業員は761名(前年比13名増)であり、セグメント別に表すと以下のとおりであります。
なお、当社の従業員は526名(前年比11名増)であります。

セグメント	従業員数
東日本本部	213名
西日本本部	285名
開発戦略本部	138名
全社（共通）	125名
合計	761名

(注) 全社（共通）は特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属している従業員数であります。

8. 主要な借入先（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

9. 重要な親会社および子会社の状況（2021年3月31日現在）

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	出資比率（％）	主要な事業内容
株式会社ツバコー・ケー・アイ	40	100	各種伝動機器、設備装置等の販売
株式会社ツバコー・エス・ケー	10	100	各種伝動機器、設備装置等の販売

重要な子会社2社を含む連結子会社は14社、持分法適用会社は4社であります。

なお、当連結会計年度における連結決算の概要は、『Ⅰ 企業集団の現況に関する事項「1. 事業の経過およびその成果」ならびに「3. 財産および損益の状況の推移」』に記載のとおりであります。

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	16,000,000株
(2) 発行済株式の総数	6,497,969株 (自己株式173,358株を含む)
(3) 株主総数	4,369名
(4) 大株主の状況 (上位10名)	

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社 椿本チエイン	671	10.62
太陽生命保険株式会社	573	9.07
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	424	6.70
株式会社 日本カストディ銀行	351	5.56
株式会社 三井住友銀行	284	4.50
三井住友信託銀行株式会社	282	4.46
株式会社 三菱UFJ銀行	280	4.43
光通信株式会社	229	3.63
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	177	2.80
株式会社 りそな銀行	158	2.50

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (173,358株) を控除して計算しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行の所有株式数のうち64,300株については、当社の役員株式交付信託の信託財産として保有する株式であります。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役に関する状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	椿 本 哲 也	CEO
取締役社長 (代表取締役)	香 田 昌 司	COO
取締役専務執行役員	春 日 部 博	管理総括 兼 管理本部長 兼 内部監査担当 兼 法務・広報・与信管理担当 兼 コーポレートガバナンス担当 兼 コンプライアンス担当
取締役専務執行役員	伊 藤 弘 幸	営業総括 兼 開発戦略総括 兼 開発戦略本部長 兼 経営戦略担当 兼 技術室担当
取 締 役	新 健 一	株式会社新工務所 代表取締役社長 株式会社新 代表取締役社長 タイガー計器株式会社 代表取締役会長
取 締 役	二 宮 秀 樹	早駒運輸株式会社 代表取締役専務 早駒商事株式会社 代表取締役社長 早駒マリンサービス株式会社 代表取締役社長
監 査 役 (常 勤)	山 北 薫	
監 査 役 (常 勤)	大 河 原 治	
監 査 役 (常 勤)	小 林 均	
監 査 役	山 本 直 道	山本直道法律事務所 代表弁護士 山本直道公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 北村 完氏および藤重卓一氏は2020年6月26日開催の第117回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 牛田雅也氏は2020年6月26日開催の第117回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
3. 2020年6月26日開催の第117期定時株主総会において、小林 均氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。

4. 取締役 新 健一氏および取締役 二宮秀樹氏は、社外取締役であります。
なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役 小林 均氏および監査役 山本直道氏は社外監査役であります。
なお、当社は山本直道氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役 山北 薫氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役 小林 均氏は、長年にわたり株式会社椿本チエインの財務業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役 山本直道氏は、弁護士ならびに公認会計士の資格を有しており、企業法務および財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 当社では、取締役会の意思決定の充実および迅速化ならびに業務執行・監督機能強化を目的として、2007年6月28日より執行役員制度を導入しております。
執行役員は15名であり、取締役兼執行役員2名のほか、以下13名で構成されております。

地 位	氏 名	職名および重要な兼職の状況
上 席 専 務 執 行 役 員	北 村 完	西日本本部長
専 務 執 行 役 員	藤 重 卓 一	東日本本部長 兼 東日本営業本部長（施工管理担当） 兼 開発戦略本部 副本部長（ATOMBD 担当）
常 務 執 行 役 員	山 村 純 一 郎	開発戦略本部 副本部長（テクノマテBD担当）
常 務 執 行 役 員	額 額 准 志	経営戦略本部長
執 行 役 員	磯 部 好 伸	名古屋支店長（施工管理担当）
執 行 役 員	中 村 俊 裕	開発戦略本部 副本部長（SRSD 担当）
執 行 役 員	植 田 裕 照	管理本部 副本部長（人事・総務担当） 兼 社長室長 兼 コンプライアンス担当補佐
執 行 役 員	藤 井 誠 人	管理本部 副本部長（経経担当）
執 行 役 員	山 田 正 行	西日本営業本部長（施工管理担当）
執 行 役 員	竹 井 和 久	法務室長 兼 広報室長 兼 SRSD 長
執 行 役 員	森 健 司	横浜支店長
執 行 役 員	廣 政 徹 也	西日本営業本部 副本部長
執 行 役 員	今 西 由 美 子	購買部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区 分	支給 人員	報酬等の種類別の額			計	適 要
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬		
取 締 役	8名	181百万円	70百万円	15百万円	266百万円	うち社外5名、35百万円 (基本報酬のみ)
監 査 役	5名	52百万円	—	—	52百万円	
合 計	13名	234百万円	70百万円	15百万円	319百万円	

- (注) 1. 上記の取締役および監査役の支給人員には、2020年6月26日開催の第117回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名および社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役(社外取締役を除く)に対して業績連動報酬を支給しております。
業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結経常利益の計上額であり、これが10億円未満である場合は業績連動報酬を支給いたしません。当該指標を選定した理由は、当企業グループの業績を反映したものであり、株主総会で報告されていること、業績の目標値として社外公表しており、経営目標達成度がステークホルダーにもわかりやすいこと、決算時に簡単にかつ正確に測定でき、恣意性を排除できることであります。業績連動報酬の額は、役位、在位期間による係数を用いて算定しております。なお、当事業年度における連結経常利益の実績は37億94百万円であります。
3. 非金銭報酬として取締役(社外取締役を除く)に対して株式報酬を支給しております。
当該株式報酬は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当該信託が一定の要件を満たす当社取締役に対し、2021年3月31日で終了する事業年度から2023年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度の間に当社株式を交付するものであります。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、取締役の退任時であります。また、当該信託が保有する当社の株式数は、64,300株であります。
4. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与2百万円は含まれておりません。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2016年6月29日開催の第113回定時株主総会において年額312百万円以内（使用人兼務取締役に対する使用人分給与と相当額は含まず、かつ社外取締役については年額18百万円以内）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は2名）であります。また当該報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第117回定時株主総会において、株式報酬の額を3事業年度（2020年度～2022年度）分、合計180百万円を上限とした金銭を信託拠出する旨を決議しております。ただし、社外取締役は拠出対象外としており、当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は4名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第113回定時株主総会決議において年額84百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、取締役の報酬等は、その客観性が確保され、各人の役割と責任に値する報酬額となるようにしております。その概要は、取締役会において決議しております。取締役の報酬等の決定については、年額の報酬限度額を株主総会で決議することとし、報酬は、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成され、報酬割合は、基本報酬60%、業績連動報酬30%、株式報酬10%を目安としております。取締役の報酬制度や報酬水準については、決定プロセスの客観性・透明性を確保する観点から、任意に設置した指名・報酬委員会から答申を受け、取締役会の決議により決定しております。指名・報酬委員会は、取締役の個人別の基本報酬額に加え、業績連動報酬額および株式報酬の内容が、あらかじめ定めている支給算定式に正しく合致しているか等について審議しております。なお、指名・報酬委員会は、社外取締役である二宮秀樹氏が委員長を務め、委員として社外取締役である新健一氏、当社代表取締役である椿本哲也氏により構成されております。当事業年度に係る各取締役の報酬につきましては、指名・報酬委員会より各取締役の報酬額（基本報酬・業績連動報酬・株式報酬）の決定について妥当である旨の答申を得ており、取締役会もその答申を尊重し当該方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役 新 健一氏は、株式会社新工務所および株式会社新の代表取締役社長を、また、タイガー計算器株式会社の代表取締役会長を兼職しております。

なお、当社と当該法人との間には、重要な取引その他特別な関係はありません。

社外取締役 二宮秀樹氏は、早駒運輸株式会社の代表取締役専務を、また、早駒商事株式会社および早駒マリンサービス株式会社の代表取締役社長を兼職しております。

なお、当社と当該法人との間には、重要な取引その他特別な関係はありません。

社外監査役 山本直道氏は、山本直道法律事務所の代表弁護士を、また、山本直道公認会計士事務所の代表を兼職しております。

なお、当社と当該事務所との間には、重要な取引その他特別な関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	新 健 一	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、上記のほか、当社取締役の新任および再任を事前に審査し、また当社取締役および委任型執行役員の報酬制度および水準について審査する指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から経営陣の監督に務めております。
社 外 取 締 役	二 宮 秀 樹	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、上記のほか、当社取締役の新任および再任を事前に審査し、また当社取締役および委任型執行役員の報酬制度および水準について審査する指名・報酬委員会の委員長を務め、独立した客観的な立場から経営陣の監督に務めております。
社 外 監 査 役	小 林 均	監査役就任後開催の取締役会10回のうち10回全てに、また、監査役就任後開催の監査役会11回のうち11回全てに出席し、主に財務分野に対する専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	山 本 直 道	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに、また、当事業年度開催の監査役会15回のうち15回全てに出席し、主に弁護士および公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

V 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠が適切であることを検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の主要な子会社のうち、海外子会社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、「収益認識に関する会計基準」の適用に係る助言業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は会計監査人の再任について、会計監査人の適格性、独立性および職務の遂行状況等に留意し、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、毎期会計監査人の評価を行います。

その結果、解任または不再任が妥当と判断した場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理規定、コンプライアンス規定をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を当社および当社グループ会社（以下「当社グループ」という）の取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ② 当社は、コンプライアンス担当取締役を任命し、その所管するコンプライアンス委員会において、コンプライアンスの取り組みをグループ横断的に統括する。
- ③ 当社の代表取締役社長の下に内部監査部門（リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会および内部監査室）を設置し、当社グループの各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等について監査し、必要に応じて当社グループの代表取締役社長および監査役に報告する。
- ④ 当社グループにコンプライアンス上の問題が発見された場合には、速やかにコンプライアンス委員会に報告される体制とし、同委員会はそれ等の内容に応じ、当社の代表取締役・経営会議・取締役会・執行役員会・監査役会等へ報告するとともに、所定の手続を経て再発防止策を実施する。
- ⑤ コンプライアンス委員会と人事部門は連携して、当社グループの取締役および従業員に対するコンプライアンスに係わる研修・教育を行うとともに、法令上疑義ある行為等について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設置・運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につき、管理部門を管掌する取締役を統括責任者に任命し、文書管理規定および情報保護管理規則にて職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存・管理する。

取締役および監査役は、文書管理規定により常時これ等の文書等を閲覧できるものとする。

また、当社グループ会社は、当社の文書管理規定、情報保護管理規則を準用し、当社と同水準の情報管理水準を自社で維持するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの多岐にわたる事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため、当社グループのリスクマネジメント規定を制定し、リスクマネジメント委員会によりグループ横断的な管理体制とし、事業損失の極小化をはかる。
- ② この管理体制の下での、具体的なリスクの管理とそれへの対応は、次のとおりとする。
 - (i) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、グループ横断的なリスク状況の監視および対応は、コンプライアンス委員会が行うものとする。
 - (ii) コンプライアンス委員会と内部監査室は、経理部門等との連携により当社グループのリスク管理状況を把握し、必要に応じリスクマネジメント委員会等へ報告するとともに、所定の手続を経てリスク管理体制の改善策および発生したリスクへの対応策等を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、以下の経営管理システムを用いて、各社が定めた職務権限・意思決定ルールの下で、取締役の職務の執行の効率化をはかる。

- ① 当社の経営会議による代表取締役社長の業務執行に係る重要な意思決定の補佐
- ② 取締役会による中長期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ③ 取締役会および当社の執行役員会による月次業績等のレビューと改善策の実施

なお、当社グループ会社においては、「関係会社管理・運営規定」を定め、取締役の職務の執行の効率化をはかる。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社の経営状態の把握と指導および育成を推進し、当社グループの経営効率化をはかるため「関係会社管理・運営規定」を定め、当社グループ会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、コンプライアンス委員会は経理部門、人事部門等と連携してこれらを横断的に推進し、管理する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項等

当社の監査役会は、管理部門を管掌する取締役に向けて直接管理部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役会より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

なお、当該従業員の考課、異動等を行う際には、監査役会の事前同意を得るものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役または従業員が監査役あるいは監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、当社の管理部門を管掌する取締役と監査役会との協議により決定する。
- ② 監査役あるいは監査役会へ報告を行った当社グループの取締役または従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および従業員に周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役以下の各取締役は、監査役の重要な会議への出席、監査役への報告等監査業務の遂行が円滑に行われるための環境を整備するとともに、代表取締役社長は監査役会との定期的な会合を持って、監査上の重要課題等について意見交換をする。
- ② 監査役は、内部監査部門と連携をはかり情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- ③ 監査役がその職務執行について、当社に対し必要な費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用を速やかに処理するものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経営者の定めた「財務報告に係る内部統制を実施するための基本方針」に基づいて内部統制システムを整備・運用し、内部統制委員会を設置して、有効な内部統制の維持と改善および適正な評価を行っていくものとする。

(10) 反社会的勢力の排除へ向けた対応

当社グループは、企業倫理規定により、反社会的な勢力に対し毅然とした態度で対応し、経済的利益等は供与しない旨を明確にし、対応部署の設定と外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集と管理等に係る体制を整備して、こうした勢力との関係を遮断し、被害を防止するものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに対する取り組みの状況

- ① 当社グループの役員および社員に対し、「コンプライアンス・カード」や「Mission Statement Card」を配布し、携帯させることにより、日頃からコンプライアンスの基本事項や社是を再確認する機会をつくり、その周知徹底をはかっております。更に年2回のコンプライアンス・デーによる意識付けと、階層別コンプライアンス研修等の施策により、全社的なコンプライアンス意識の向上をはかっております。
また、コンプライアンス部門は、当社グループ各部門内のコンプライアンス状況のヒアリングを行い、その内容を踏まえ、必要な対応を行っております。
- ② 当社内外を窓口とする内部通報制度を設けており、「内部通報制度に関する規定」に基づきコンプライアンスに関する相談・通報を受け付けることにより、コンプライアンス問題の予防、早期発見およびその解決をはかっております。

(2) 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

- ① 管理総括役員を委員長とするリスクマネジメント委員会において、当社グループの多岐にわたる事業上のリスクを横断的に管理しております。当事業年度において、リスクマネジメント委員会を1回実施し、「コンプライアンス」「取引」「重要なリスク」等の諸問題に対して確認、対応を行っております。
- ② コンプライアンス部門、内部監査室は経理部等と連携の上、当社グループのリスク状況の把握・監視等を行うこととしており、部門別に実施する業務点検においてリスク責任者・管理者に対し、部門内のリスク状況をヒアリングし、部門内で改善できるところは改善を指示し、その後のフォローを実施しております。
また、全社的なリスクについては、リスクマネジメント委員会に報告し、適切な対応を行っております。

(3) 取締役の職務執行の効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、原則として毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各議案に関する審議・業務執行の状況等の監督を実施しており、当事業年度において取締役会を計13回開催いたしました。また、当社では取締役会の意思決定の充実および迅速化ならびに業務執行・監督機能強化をはかるため、執行役員制度を導入しており、当事業年度において、執行役員会を計14回開催いたしました。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組みの状況

グループ会社の経営管理を含む管理については、「関係会社管理・運営規定」に基づき、所定の事前承認・報告事項について、子会社から事前に申請または報告を受けております。

(5) 監査役監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

① 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

専従の監査役を補佐する使用人は任命しておりませんが、必要に応じて直接管理部門等の使用人に指示し、適宜説明を受け、また資料の提供を受けております。

② 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

内部監査の実施状況や内部通報状況については適宜速やかに報告を受けております。

③ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会に加え、執行役員会、内部統制委員会、リスクマネジメント委員会、その他営業部門や管理部門の重要会議への出席の機会が確保されており、各監査役は必要に応じて出席し情報収集や意見表明をしております。

代表取締役社長との定期的な意見交換を行うほか、会計監査人の監査の報告を四半期ごとにうけるほかに意見交換会等を、また社外取締役と定期的な意見交換会を実施し活発に意見を交換しております。その他管理部門、内部監査室、コンプライアンス部門と定期連絡会を開催しました。子会社の各監査役からは監査結果の報告のほか、監査役と子会社監査役で構成する監査結果報告会を開催し情報を共有しました。当事業年度において、年間の監査計画に基づき監査を実施するにあたって予算が不足する事態は生じませんでした。

(6) 財務報告に係る内部統制に対する取り組み状況

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制委員会は、内部統制システムの整備、運用および評価に関する計画に基づき財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しており、当事業年度において内部統制委員会を計3回開催いたしました。

(7) 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

当社グループでは、「グループ企業倫理規定」を定めており、この規定に沿った業務の運用を徹底しており、部門別に実施する業務点検において、その運用状況の確認をしています。

また、人事総務部が対応部署として、外部専門機関との連携や情報交換を随時実施しております。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	64,496	負 債 の 部	36,119
<u>流 動 資 産</u>	51,883	<u>流 動 負 債</u>	33,539
現 金 及 び 預 金	11,935	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	15,700
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	25,994	電 子 記 録 債 務	14,572
電 子 記 録 債 権	10,475	未 払 法 人 税 等	208
商 品 及 び 製 品	2,173	前 受 金	2,367
仕 掛 品	677	役 員 賞 与 引 当 金	6
そ の 他	790	そ の 他	684
貸 倒 引 当 金	△ 163		
<u>固 定 資 産</u>	12,612	<u>固 定 負 債</u>	2,579
<u>有 形 固 定 資 産</u>	1,930	役 員 株 式 給 付 引 当 金	37
建 物	1,141	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,830
減 価 償 却 累 計 額	△ 343	長 期 未 払 金	211
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	555	繰 延 税 金 負 債	278
減 価 償 却 累 計 額	△ 381	そ の 他	221
工 具 器 具 及 び 備 品	455		
減 価 償 却 累 計 額	△ 352	<u>純 資 産 の 部</u>	28,377
土 地	842	<u>株 主 資 本</u>	25,306
リ ー ス 資 産	28	資 本 金	2,945
減 価 償 却 累 計 額	△ 15	資 本 剰 余 金	1,867
<u>無 形 固 定 資 産</u>	99	利 益 剰 余 金	21,047
<u>投 資 そ の 他 の 資 産</u>	10,582	自 己 株 式	△553
投 資 有 価 証 券	9,380	<u>その他の包括利益累計額</u>	2,869
長 期 貸 付 金	3	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,960
長 期 未 収 入 金	53	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△12
退 職 給 付 に 係 る 資 産	17	為 替 換 算 調 整 勘 定	13
繰 延 税 金 資 産	48	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△91
そ の 他	1,286	<u>非支配株主持分</u>	200
貸 倒 引 当 金	△ 206		
資 産 合 計	64,496	負 債 及 び 純 資 産 合 計	64,496

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		89,646
売上原価		76,240
売上総利益		13,406
販売費及び一般管理費		10,122
営業利益		3,283
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	239	
助成金の収入	353	
その他	42	639
営業外費用		
支払利息	5	
売上割引	43	
為替差損	16	
持分法による投資損失	15	
支払手数料	33	
支払保険料	7	
その他	5	127
経常利益		3,794
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	1	
偶発損失引当金戻入額	208	214
特別損失		
会員権等評価損	4	4
税金等調整前当期純利益		4,004
法人税、住民税及び事業税	865	
法人税等調整額	408	1,274
当期純利益		2,730
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△6
親会社株主に帰属する当期純利益		2,736

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	62,294
流 動 資 産	50,274
現金及び預金	10,180
受取手形	1,887
電子記録債権	9,079
売掛金	26,188
商品及び製品	1,640
仕掛品	661
前渡金	433
その他の金	291
貸倒引当金	△ 88
固 定 資 産	12,019
有 形 固 定 資 産	1,853
建物	1,047
減価償却累計額	△ 293
機械	479
減価償却累計額	△ 312
車両運搬具	7
減価償却累計額	△ 7
工具器具及び備品	378
減価償却累計額	△ 289
土地	841
リース資産	3
減価償却累計額	△ 1
無 形 固 定 資 産	99
ソフトウェア	90
その他の	9
投 資 そ の 他 の 資 産	10,066
投資有価証券	8,487
関係会社株式	399
関係会社出資金	61
長期未収入金	53
その他の	1,254
貸倒引当金	△ 189
資 産 合 計	62,294

科 目	金 額
負 債 の 部	36,583
流 動 負 債	34,208
支払手形	1,716
電子記録債務	14,572
買掛金	13,722
未払金	423
前受金	2,077
預り金	1,631
その他の	64
固 定 負 債	2,374
役員株式給付引当金	37
退職給付引当金	1,632
長期未払金	211
長期預り金	193
繰延税金負債	297
リース債務	1
純 資 産 の 部	25,711
株 主 資 本	22,892
資 本 金	2,945
資 本 剰 余 金	1,873
資本準備金	750
その他の資本剰余金	1,123
資本金及び資本準備金減少差益	878
自己株式処分差益	245
利 益 剰 余 金	18,626
その他の利益剰余金	18,626
別途積立金	16,000
繰越利益剰余金	2,626
自 己 株 式	△553
評価・換算差額等	2,818
その他有価証券評価差額金	2,830
繰延ヘッジ損益	△12
負 債 及 び 純 資 産 合 計	62,294

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	83,753
売上原価	73,619
売上総利益	10,133
販売費及び一般管理費	7,872
営業利益	2,261
営業外収益	
受取利息	4
受取配当金	948
助成金収入	265
雑収入	113
営業外費用	
支払利息	4
売上割引	39
支払手数料	33
支払保険料	7
雑損失	3
経常利益	87
特別利益	3,505
投資有価証券売却益	1
偶発損失引当金戻入額	208
税引前当期純利益	210
法人税、住民税及び事業税	3,715
法人税等調整額	498
当期純利益	905
	2,810

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

椿本興業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅田 佳成 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 西 芳範 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、椿本興業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、椿本興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

椿本興業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅田 佳成 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 西 芳範 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、椿本興業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、会計監査人、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門、その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、社外取締役と意思疎通を図り、コーポレートガバナンスの強化等について意見交換を行いました。子会社については、重要な会議に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等から、その構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

椿本興業株式会社 監査役会

常勤監査役	山 北	薫	㊟
常勤監査役	大河原	治	㊟
常勤監査役 (社外監査役)	小 林	均	㊟
監 査 役 (社外監査役)	山 本	直 道	㊟

以 上

メ

モ

メ

モ

株主総会会場ご案内図



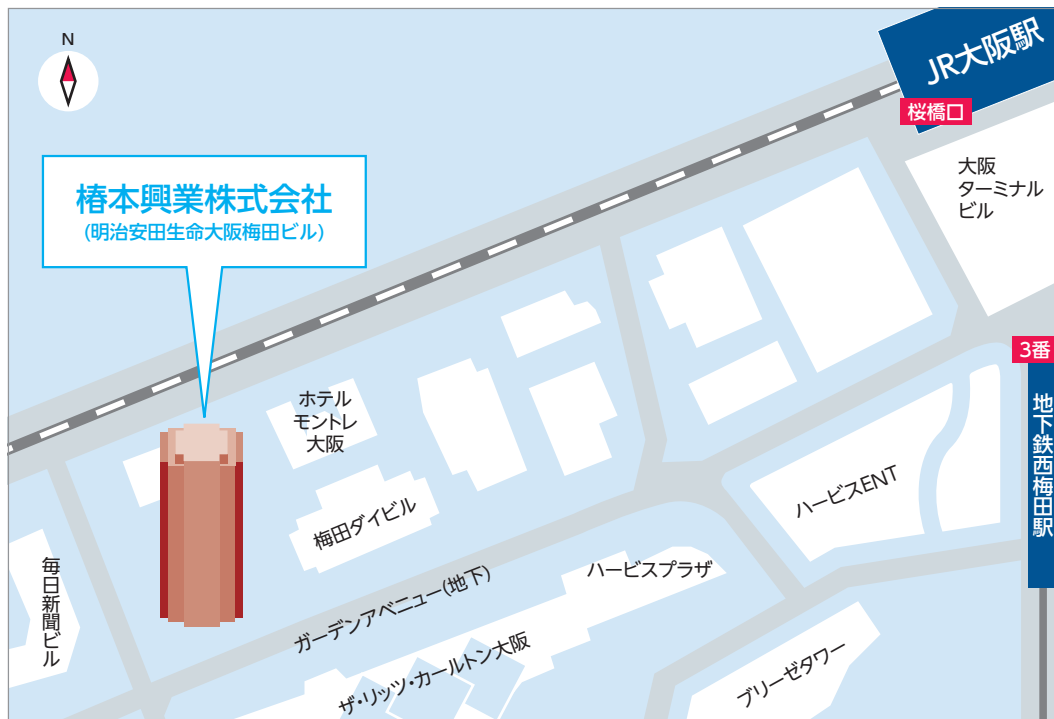
日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）



場所

大阪市北区梅田三丁目3番20号
明治安田生命大阪梅田ビル
3階 当社会議室
☎ 06-4795-8800（代表）



【新型コロナウイルス感染拡大防止に関する株主様へのお願い】

- ・株主総会へのご出席にあたっては株主総会開催時点での情勢やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場の見合わせも含め、ご検討下さいますようお願い申し上げます。
- ・議決権行使については、可能な限り書面またはインターネット等による事前行使をお願い申し上げます。（招集ご通知 3～4 ページをご参照下さい。）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照下さい。



交通のご案内

JR大阪駅（**桜橋口** 出口） 徒歩 約7分
地下鉄西梅田駅（**3番** 出口） 徒歩 約5分

